

高橋 八重典 議員 大栄会



問 めげせ！交通死亡事故ゼロの街

答 現行制度の周知啓発に努める

近年、市内において交通事故が多発している。29年度交通安全対策を伺う。

問 28年の壱江署管内の事故発生状況は。

答 (危機管理課長) 570件、734人。死亡事故は5人。

問 事故の大きな原因である自転車の対策は。

答 (危機管理課長) 小中学生に交通安全教室、高齢者に講話を開催。その際に保険の案内も行う。

問 自動車連転の安全対策の現状は。

答 (危機管理課長) 交通安全のキャンペーンや講話等の啓発活動。

問	高齢者の安全対策を進めよ
答	交通安全意識の高揚を図る

問 増加している高齢運転者の事故に対する考えは。

答 (危機管理課長) 身体能力、判断能力の衰えがポーターラインを超えてないかの判断がうまくなされて

いない。日頃から身近な人の見守りが大切。

問 29年度の自動車連転による交通安全対策、高齢運転者対策は。

答 (危機管理課長) 現行の啓発活動以外にも、HP、

広報を活用し、交通安全意識の高揚を図る。

問 自動車連転免許自主返納への取り組みは。

答 (危機管理課長) 特に優遇措置などは行ってない。

問 官民協力体制で自主返納への取り組みの考えは。

答 (危機管理課長) 県警が主導で行っている、自主返納サポーター制度への周知啓発を進めたい。

問 交通安全対策、高齢運転者対策、自主返納についての総括を。

答 (市長) 施設整備など、交通安全対策は今後も続ける。自主返納は難しい。本人の自覚に任せるしかない。

3. 高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

2. 臨時適性検査制度の見直し

改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることとなります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

○医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取り消し等の対象となります。

1. 新設臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

●臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許更新のときだけ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに、受けることとなります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

[一定の違反行為の例]

- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止等

●臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

▲平成 29 年 3 月 12 日施行の改正道路交通法の変更ポイント